第9章 文化財の調査・保存・活用の現状と方針

今回の基本構想策定に際し、これまでの市の文化財行政の見直しを行うとともに、市の文化財が置かれている現状及び問題点について検討を行いました。また、実際に文化財に触れている地域の住民からワークショップ・利活用検討会議という機会を設け、文化財の現状に関しての意見を収集しました。

その中で挙げられた文化財の調査・保存・活用の現状の問題点から、文化財に対する今後 の方針を以下のとおり定めました。

1. 文化財の調査

指定文化財の項でも示したように、村山市域に所在する指定文化財の数には地域ごとに偏りがあります。その偏りには隅々まで調査した結果として表れた偏りと、調査状況が地域ごとに異なるために発生している見かけ上の偏りの、大きく二つの場合が存在すると考えられます。こうした状況の一因となっているのは、市側が主体となって継続的に実施される文化財調査が存在しないことによるところが大きいと考えられます。今後は、地元の郷土史家や住民、有識者などと密接に連携し、計画的に市内の文化財に関する情報を取得し、その情報を的確に整理していくことで新たな指定文化財へと繋げていくことが必要です。

また現在、市内の文化財調査の多くを担っている郷土史家や地域住民の高齢化も進んでいます。様々な世代の地域住民がこうした調査に加わり、興味を持って継続していけるような仕組みづくりを心掛けることで、文化財調査そのものが新しい地域づくりへと繋がっていく可能性も考えられます。

2. 文化財の保存

文化財の保存については、これまで文化財保護法及び県と市の文化財保護条例により定められている文化財の指定・登録制度をもとに、必要に応じて文化財の維持管理に関する費用助成等を行っています。しかし、文化財の保存に係わる現状は厳しく、人口減少に関連した担い手・後継者の不足や高齢化、実際の文化財管理に係る実務的・費用的な負担増など、課題は様々です。

これらの課題に対し行政側が積極的に働きかけていくことで、地域住民が主体となった持続的な活動が容易となるような仕組みづくりを進めていきます。また、文化財の所有者に対する助成制度の紹介や保存・保全に関する技術的な支援、防犯・防災を目的とした体制づくりや指導を充実させていきます。

3. 文化財の活用

策定事業の一環として、地域住民が主体となって実施している「歴史や文化財を活用した 地域事業」に対する支援を行いました。こうした動きを通じて、これまで独自に実施されて いた活動の一端を把握し整理することができました。

実施されている地域事業の多くは、限られた地域住民を対象とするものが多く、歴史文化の地域外への情報発信はあまりなされていません。また、調査の実施結果についての情報公開も進んでおらず、地域の特色としてPRできる素材だったとしても、満足に活用できてい

ないという現状があります。

地域活動については、今後も継続的な支援を続けていくとともに、地域や市の枠を超えて 広く参加者を募る活動の実施を進め、民間事業者等の協力を得ながら文化財に関する情報を 発信する機会の創出を進めます。また、歴史・文化財の周知や既存情報の更新も積極的に行 い、様々な角度からの活用を検討していきます。

第10章 推進するための体制整備の方針

1. 文化財の調査・保存・活用の体制の現状

現在、文化財の保存・活用に関する事業は、重要事項を村山市文化財保護審議会に諮りながら文化担当部局が単独で行い、管轄する最上徳内記念館や図書館、最上川美術館などの関連施設において文化財を保管するとともに展示・公開するという形で活用を行っています。村山市の異なる部局において観光や商業・工業の振興、地方創生、市民との協働促進に関する業務を行い、文化財を活用したものもありますが、やはり各部局単独の事業となっています。

小中学校における郷土の歴史文化についての学習は、郷土に愛着を持った人材、将来の担い手育成に重要な役割を持ちますが、学習の頻度や内容は学校に一任されているため、学校ごとや担当教諭ごとに差があります。学習指導要領に沿った授業スケジュールの中で、充実した学習ができる体制が求められます。また、小中学生と同じく将来の担い手となりうる地元高校の生徒が地域の歴史文化について学んだり、関連事業に参画する機会を充実させることも重要になります。

そして、前章でも述べたように、文化財の管理や文化財に関する調査、地域事業は住民や 民間団体の自発性にゆだねられており、それぞれが独自に行っています。

また、より質の高い事業を行うため、専門家・学識経験者の専門性と知識を積極的に取り 入れる必要があります。

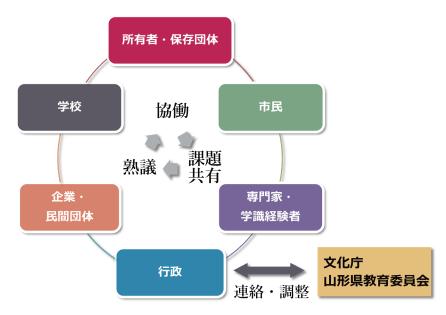
2. 体制整備の基本方針

1) 市民や民間団体との連携体制整備

所有者・保存団体、市民、学校、企業・民間団体、行政、専門家・学識経験者が連携しながら事業を推進できる体制を整備します。

異なる技術やノウハウを持つ団体がそれぞれの役割を果たしながら連携することで、効果的・効率的に事業を推進するとともに、それぞれの分野の事業に相乗効果をもたらすことが期待されます。

体制の整備および事業の推進には行政が中心的な役割を果たします。



<体制を構成する団体等に期待される役割>

- ●所有者・保存団体 ~保存・継承・活用~ 文化財を保存し、次世代に継承していくとともに、文化財の公開や祭礼の実施等により積極的な活用を推進する。
- ●市民 ~保存・継承・活用・発信~

地域の文化財について知り、歴史文化に触れることで郷土への愛着を深め、文化財を保存・ 継承するための管理や文化財を活用した地域活性化事業などに参画するとともに、そこで得 られた情報を専門家ではなく参加者の目線で発信する。

地元だからこそ知り得る行事や文化財等の情報を提供する。

●専門家・学識経験者 ~調査研究・活用助言~

文化財の調査・研究を行い、または調査・研究に協力し、所有者や保存団体による維持管理や活用への指導・助言を行う。

専門知識を活かし、市民向けの講習会、学校授業への支援や文化財を活かした事業を行う。

●学校 ~ "歴史人材"の育成~

学校の授業や歴史文化に関係した活動への参加を通して、児童・生徒・学生の理解を深め、 郷土への誇りを持った人材を育成する。

文化財の調査・保存・活用とそれらの課題等を考える機会を提供し、将来、調査・保存・活用や課題の解決、情報発信を担う人材を育成する。

地元産業高校等の技術を文化財の調査・保存・活用事業に適用し、来訪者・学習者の利便 性向上や情報発信力の強化を図るとともに、参画した学生たちの関心を高める。

●企業・民間団体 ~専門知識・技術の活用・助言~

歴史文化の分野以外の専門知識・専門技術を活かして、他の主体が行う調査・保存・活用 に対し指導・助言や技術提供を行う。

専門分野に歴史文化を取り込んだ事業を行うことで、文化財を活かした地域の活性化を推進する。

●行政 ~歴史文化のまちの推進・歴史文化基盤の整備~

国や県と連絡・調整をしながら、文化財の調査・保存・活用の方針を示し、文化財に対する意識の醸成を図るとともに、各主体による調査・保存・活用事業の支援、防災・防犯の体

制づくりや指導、文化財を観光振興や地域の活性化に活かした事業を推進する。

文化財や事業の記録をアーカイブし、整理・蓄積することで後世に伝える基盤を整備する。 また、整理・蓄積された情報を積極的に発信し、情報の共有と有効活用を図る。

2) 行政内の体制整備

基本構想策定にあたっては、生涯学習課を事務局とし、政策企画や地方創生などの担当部局である政策推進課、都市計画などの担当部局である建設課、観光や商工労政などの担当部局である商工観光課、学校教育の担当部局である学校教育課、地域づくりなどを担当する各地域市民センターで構成される「歴史文化基本構想運営委員会」において行政内の調整・連絡を行ってきました。

策定後はこの「歴史文化基本構想運営委員会」に、生涯学習課と居合道大会などを管轄する東京オリンピック・パラリンピック交流課を加え、「歴史文化基本構想推進委員会」として体制を継続し、お互いの制度・施策の整合を図りながら、関連施設と連携して事業を実施する庁内体制を築きます。そして、年に二回以上は会議を開催し、事業の実施状況の報告や効果の検証を行います。

また、文化財や関連制度に関する知識と経験を有する専門職員を積極的に育成することにより、連携する団体間・部署間の調整、学習会のコーディネート等がより的確で充実したものになることが期待されます。

3. 文化財の調査・保存・活用に関する措置

文化財の調査・保存・活用の方針を踏まえ、「協働」「課題共有」「熟議」を繰り返し、互いに連携・協力しながら、推進体制を構築し、次の7項目を重点事項として事業を実施します。

文化財の制査・保存・活用のための7項目 1) 地域にある文化財を総合的に把握 2) 地域の文化財の魅力を分かりやすく整理 3) 担い手育成を含めた次世代へ継承する仕組み 4) 文化財保存・継承・活用の推進と所有者・保存団体への支援 5) 専門的な知識を有する職員の育成と配置 6) 市民や企業・民間団体の歴史文化活動の支援 7) 観光客増加を図る取組み

1)地域にある文化財を総合的に把握【市民や学校が中心、行政が支援】

市民や学校が中心となり、勉強会や講演会、地域巡りなどを実施することで地域にある文化財を総合的に把握します。行政は市民や学校が中心となって活動できるよう、様々な方法で仲間作りの支援、学習機会の創出などを行います。

2) 地域の文化財の魅力を分かりやすく整理【行政が中心】

市民と行政と所有者・保存団体が連携して地域の文化財の素材を整理し、行政が中心となって関連する文化財を点から線、線から面へ繋いで「関連文化財群」を設定します。そして、市民と行政と所有者・保存団体が連携して、個々の文化財の魅力に付加価値を付けるため関連文化財群として活用することを意識します。

3) 担い手育成を含めた次世代へ継承する仕組み【所有者・保存団体と行政が連携】

行政は所有者・保存団体の文化財の保存・継承・活用について情報収集を行います。所有者・保存団体は保存・継承・活用を推進し、行政は市民や学校などを対象に周知のためのイベント開催や市民・子どもキュレーターの認定など、それぞれが担い手育成を含めた次世代へ継承する仕組み作りを行います。

4) 文化財保存・継承・活用の推進と所有者・保存団体への支援【行政が主導】

行政は文化財保存・継承・活用に対して、指導や補助金の交付などの支援を行います。また、行政は専門家・学識経験者の指導・助言などの協力を得ながら、文化財の調査研究を継続し、アーカイブシステムの整理・蓄積や文化財の指定などを行います。行政が中心となり所有者・保存団体が専門家・学識経験者から指導・助言が得やすい仕組みを作ります。さらに、企業・民間団体が歴史文化分野以外の専門知識や技術を活かして文化財の保存・継承・活用に指導・助言や技術提供ができるように行政が仲介役となって推進します。

5) 専門的な知識を有する職員の育成と配置【行政と専門家・学識経験者が連携】

行政は専門家・学識経験者の協力を得ながら文化財保存・継承・活用に必要な指導・助言を受け、所有者・保存団体の保存・活用事業の支援や防犯・防災の体制作りなど適切な業務執行ができるようにします。併せて継続的に、歴史や文化財に関して広く知識を有する職員の育成を行うとともに、専門的な知識を有する職員の配置を検討します。

6) 市民や企業・民間団体の歴史文化活動の支援【行政が中心】

市民や学校、企業・民間団体が文化財を観光振興や地域の活性化に活用できるよう、行政はサイン計画やデジタルアーカイブの有効活用、補助金の交付などの支援を行います。

7) 観光客増加を図る取組み【行政が中心、市民や学校や企業・民間団体が実施】

市民や学校、企業・民間団体が活用できるよう、行政が中心となり観光アプリの充実や文化財の情報発信を行います。一方で、行政は文化財の保存・継承・活用の課題等を考える機会を提供し、市民や学校、企業・民間団体の関心を高め、そこから歴史人材の育成、文化財を活用したパンフレットや商品作りなどに取り組めるよう促します。

¹ 専門的知識を持つ「学芸員」を指す言葉です。

本構想では、文化財の解説・案内をすることでその魅力を紹介し、市内外へ広く発信できる歴史案内人のことを指し、一般市民の案内人を「市民キュレーター」、児童・生徒の案内人を「子どもキュレーター」と呼称しています。